

## 高齢者肺炎球菌予防接種

### 【定期接種】

令和8年度から用いられるワクチンが沈降20価肺炎球菌結合型ワクチンに変更となりました。対象の方へは誕生日の翌月に通知を送付します。詳細は通知をご覧ください。

●**対象**：接種日に満65歳の方で、これまで一度も接種したことがない方

※65歳の誕生日前日から66歳の誕生日前日まで

●**助成金額**：5,800円

■**問合せ**：保健福祉課健康推進係☎0234-42-0147

### 【任意接種】

接種を希望される方は、申込みが必要です。

●**対象**：予防接種日に満65歳以上の方で、これまでに肺炎球菌ワクチンを接種していない方。または1回目の接種から5年以上経過している方。

●**助成金額**：2,000円※いずれのワクチンを選択しても同じ助成金額です。

## やまがた安心ポータル「やまもり」の運用開始について

「やまもり」は、山形県と県内32市町村が共同で運用を開始したスマートフォンアプリです。今後、町からの防災情報は、登録制メールおよび町公式LINEのほか「やまもり」でも発信していきますので、次の方法によって登録をお願いします。

- ①二次元コードまたはストアにて「やまもり」と検索してスマートフォンにダウンロード
- ②アプリ起動後、マイナンバーカードを読み取り4桁の暗証番号を入力



■**問合せ**：環境防災課危機管理係☎0234-43-0246

## RSウイルス感染症予防接種 定期接種

RSウイルス感染症予防接種が予防接種法の定期接種（A類疾病）に位置付けられました。令和8年度から定期接種を開始します。

●**対象**：接種時点で、妊娠28週0日から36週6日までの妊婦の方。

※過去の妊娠時にRSウイルスワクチン（母子免疫ワクチン）を接種したことがある方も対象になります。

●**接種場所**：協力医療機関

庄内地域外で接種予定の方は問合せください。

●**自己負担**：なし

●**持ち物**：母子健康手帳、予診票

■**問合せ**：保健福祉課健康推進係☎0234-42-0147

## 令和8年度健康しょうないマイレージ事業

地域で介護予防活動（体操、脳トレ、レクリエーションなど）に取り組む団体に対し、健康しょうないマイレージ事業として支援を行っています。

●**対象団体**：次のいずれにも該当する団体

- ①住民主体の介護予防活動を行う団体
- ②3人以上で、1回あたり1時間以上の活動を、月3回以上、おおむね通年（7か月以上）活動する団体

●**対象者**：庄内町に住所を有する18歳以上の方

●**支援内容**：承認決定した日から令和9年3月15日までの期間に行う対象団体の活動に、年間20回参加につき、500円分のゆりカードを1枚交付します。（交付は2枚が上限です）

●**景品引き渡し時期**：令和9年3月下旬

※本事業への参加には、事前に申請が必要です。

■**問・申込み**：保健福祉課高齢者支援係☎0234-43-0490

## こども誰でも通園制度がスタートします



こども誰でも通園制度は、すべてのお子さんの成長を応援するため、保護者の方の就労要件などを問わず、柔軟に保育園などを利用できる制度です。

●**対象**：0歳6か月から満3歳未満で保育園などに通園していない児童

●**内容**：月10時間を上限に時間単位で通園

●**場所**：

△町HP

施設名	所在地	提供時間
余目保育園	余目字大塚62-1	平日9:00～11:00
認定こども園からふる	狩川字大釜136	

●**費用**：1人300円/時間

●**申込方法**：オンライン申請または認定申請書を子育て応援課に提出

■**問・申込み**：子育て応援課子育て支援係☎0234-42-0171

## 放課後子ども教室サポーター募集！

町内すべての学区の放課後子ども教室でサポーターを募集します。

放課後子ども教室とは、子どもたちが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、地域のみなさんの参画を得て、放課後などに全ての児童を対象として、学習や体験・交流活動などを行う事業です。興味のある方、サポーターとしてご協力いただける方の問合せをお待ちしています！資格や経験は問いません。（住所要件なし/謝礼あり）

■**問合せ**：社会教育課社会教育係☎0234-43-0194

## 町指定文化財の指定解除（舟つなぎのマツ）

庄内町教育委員会は、舟つなぎのマツを、庄内町指定文化財から解除しました。

●**名称**：舟つなぎのマツ ●**種別**：天然記念物 ●**員数**：1本

●**原因**：松枯れによる枯死と断定されるため。 ●**所在地**：廻館字上ノ沖

松枯れによる枯死と断定され、倒木のおそれがあることから、5月頃に所有者が伐採する予定です。

■**問合せ**：社会教育課社会教育係☎0234-43-0194

## 充電電池内蔵製品、充電式電池の処分

もやすごみ袋には絶対に入れないでください！

処分する場合は、酒田地区広域行政組合のごみ処理場へ持ち込んでください。（いずれも有料です）

20cm以上の充電電池内蔵製品 （粗大ごみとして受け入れます）	酒田地区広域行政組合☎0234-31-2882 酒田市広栄町3-133 ● <b>時間</b> ：8:30～16:30（平日・祝日）
20cm以内の充電式内蔵製品、 充電式電池	酒田地区広域行政組合リサイクルセンター ☎0234-94-2339 酒田市北沢字長面200 ● <b>時間</b> ：8:30～16:00（平日・祝日）

安全に処理するために以下の通り処分してください。

- ①電池切れにする（製品が動かない状態にする）
- ②充電電池の端子は必ずテープを貼って絶縁する

充電電池内蔵製品で充電電池が取り外せない製品は無理に分解せず、そのまま持ち込んでください。

※製品の大きさによって持込先が（受入先）が変わります。

■**問合せ**：環境防災課環境衛生係☎0234-43-0248



△町HP